

公 告
自動販売機（飲料）設置場所の貸付

下記の場所を自動販売機（飲料）の設置場所として、一般競争入札により貸付けを行いますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び長崎県財務規則（昭和 39 年長崎県規則第 23 号）第 93 条の規定に基づき公告します。

令和 8 年 1 月 9 日

長崎県長崎振興局長 有吉 佳代子

1 入札に付する事項

(1) 貸付けを行う物件

物件 番号	施設名	所 在 地	貸付箇所	貸付面 積(m ²)	設置 台数	最低貸付料 (貸付期間の総額)
1	長崎振興局 大橋庁舎	長崎市大橋町 11-1	別館 1 階	1.5 m ²	1 台	16,236 円

※貸付面積には、使用済み容器回収ボックス設置部分・放熱余地を含む。

(2) 貸付期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで（契約の更新はしない。）

(3) 用途

自動販売機（飲料）の設置・運営に限るものとします。

(4) 貸付料等

物件番号 1 について、貸付期間中の貸付料の総額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を入札に付します。

2 競争入札参加資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者でないこと。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第 1 号の規定に該当しない者である。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者うち、その事実が認められた後 3 年を限度として知事が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号又は第 6 号の規定に該当しない者であること。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (5) 長崎県暴力団排除条例（平成 23 年長崎県条例第 47 号）第 33 条第 7 項の規定に該当しない者であること。
- (6) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けていない者であること。
- (7) 法人にあっては長崎県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては長崎県内に住所を有すること。

- (8) 自動販売機の設置及び運営業務について、3年以上の実績を有していること。
- (9) 長崎県税に関し、未納がないこと。
- (10) 消費税及び地方消費税課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないこと
- (11) 下記3により、あらかじめ入札への参加申込をした者であること。

3 入札参加申込み

入札に参加を希望される方は、事前に入札参加申込書等の配布を受け、定められた受付期間内に入札参加申込書等の関係書類を提出し、入札参加資格の確認を受ける必要があります。

- (1) 関係書類の配布場所（契約条項の提示場所）及び配布期間

入札参加申込書等の配布期間	入札参加申込書等の受付期間	配布・受付場所
令和8年1月9日（金）から 令和8年1月26日（月）まで ※県の休日を除く。 9:00～12:00、13:00～17:00	令和8年1月9日（金）から 令和8年1月26日（月）まで ※県の休日を除く。 9:00～12:00、13:00～17:00	長崎市大橋町 11-1 （長崎振興局管理部 総務課総務調整班） 電話 095-844-2182

- (2) 入札資格の確認

入札参加申込があったときは、入札参加資格の有無について確認し、申込者に通知します。

なお、入札参加資格の確認を受けた者が、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、その資格を取り消すこととします。

4 現場説明、質問書の提出、入札の日時及び場所

- (1) 現場説明

実施しませんので、事前に入札物件をご自身で確認し、現況を熟知した上で入札してください。

- (2) 質問書の提出

当該入札の仕様書等に関する質問については、下記提出期間に「質問書（様式）」にて提出すること。提出は郵送、持参又はFAX等によること。なお、必ず着信の確認を行うこと。

提出期間	回答期限	受付場所
令和8年1月9日（金）から 令和8年1月26日（月）まで ※県の休日を除く。 9:00～12:00、13:00～17:00	令和8年1月27日（火）	長崎市大橋町 11-1 （長崎振興局管理部 総務課総務調整班） 電話 095-844-2182 FAX 095-849-2780

- (3) 入札の日時及び場所

物件番号	施設名	入札日時	入札場所
1	長崎振興局 大橋庁舎	令和8年2月3日（火） 10:00～	長崎振興局入札室（A B会議室） （長崎市大橋町 11-1）

※ 入札開始時刻に遅れた場合、原則入札不参加扱いとします。

※ 入札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は入札を延期することがありますので、事前に各物件の問い合わせ先に確認してください。

- (4) 入札の方法等

- ① 入札は、入札書及び入札用封筒に必要事項を記載して、記名押印の上、当該入札書を当該入札用封筒に入れ、入札当日に、入札者又はその代理人が直接入札箱に投函してください。

- ② 郵送による入札は認めません。
- ③ 代理人により入札する場合は、委任状を提出の上、入札書には代理人が押印（委任状に押印した代理人の印鑑）して提出してください。
- ④ 入札者は、その理由のいかんにかかわらず、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- ⑤ 入札執行回数は、2回を限度とします。

5 入札保証金に関すること

- ① 入札保証金として、入札金額の100分の5以上の金額を、現金又は支払地が県内で銀行が振出人である小切手により、入札開始前に納入してください。
- ② 入札保証金は、落札されなかった方には、入札終了後、直ちに返還します。落札者には、契約保証金に充当する場合のほか、契約締結後に返還します。

6 無効な入札に関すること

次に掲げる場合は、その入札は無効とします。

- ① 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- ② 入札者が法令の規定に違反したとき。
- ③ 入札者が連合して入札したとき。
- ④ 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- ⑤ 入札者が他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- ⑥ 入札者が契約担任者の定めた入札条件に違反したとき。
- ⑦ 入札者の納付した入札保証金が所定の額に達しないとき。
- ⑧ 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- ⑨ 入札書に記名押印がないとき（署名のみのときを含む。）その他必要な記載事項を確認できないとき。
- ⑩ 代理人が入札する場合において、代理人の記名押印がないとき。
- ⑪ 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- ⑫ 入札日において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けたとき。

7 その他注意事項等

- ① 開札は入札後直ちに、入札者立会いのもとに行います。
- ② 落札者は、県が前もって設定した予定価格以上の価格で最高の価格をもって入札した者としてします。
- ③ 開札した場合に落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、落札者がいないときは、その旨を開札に立ち会った者に知らせます。
- ④ 落札者が落札決定から契約締結までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、落札決定を取り消すこととします。
- ⑤ 落札者は、契約締結時に契約金額の100分の10以上の契約保証金を長崎県に支払わなければなりません。
- ⑥ 詳細については、一般競争入札案内書（自動販売機設置事業者募集要項）をご覧ください。（3の(1)の場所で配布）

8 この公告に関するお問い合わせ先

長崎振興局 管理部 総務課 総務調整班 電話 095-844-2182
所在地 〒852-8134 長崎市大橋町 11-1